

【modeccaポイントサービス規定】

第1条（目的）

本規定はモデルクレジットカード会員規約（以下「会員規約」という）で定める会員に対して、モデルクレジット株式会社（以下「当社」という）が提供するカードご利用特典（以下「modeccaポイントシステム」という）の内容及び会員の特典を受けるための条件等を定めるものです。

第2条（総則）

modeccaポイントシステムとは、会員が当社会員規約第1章第7条(1)に定める加盟店（以下「加盟店」という）において、カードにより商品またはサービス（以下「商品等」という）を購入した時に商品ごとの購入金額に応じて当社が会員に対しポイントを付与し、会員は獲得したポイントを当社が提供する商品、請求割引等と交換することができる制度です。

第3条（ポイントの付与）

- (1) ポイントは当社が送付するご利用代金明細書（以下「明細書」という）に記載される新規のご利用金額から、カードキャッシング・顧客手数料・ギフトカード・タクシーチケット・モデルプレイガイド・一部提携先の年会費支払を除いた金額について付与されるものとします。
- (2) ポイントは、1,000円につき1ポイントとし、1,000円未満は切り捨てるものとします。
- (3) 会員がカードのご利用において、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス払い（ワン・ツーショッピング）ボーナス併用分割払い、リボルビング払いを指定したときは、当該利用金額をポイント対象金額として、最初の請求時にポイントが付与されるものとします。但しボーナス一括払い（ワン・ツーショッピングを含む）を指定されたときは、明細書に最初に表示されたときにポイントが付与されたものとします。
- (4) ポイントの還元は1ポイントを1円で計算するものとします。
- (5) ポイントは、当社が送付する明細書に表示されたことによって発効するものとします。
- (6) 当社は特定の会員および特定の期間における商品等の購入について、別途ボーナスポイントを付与することができるものとします。
- (7) キャンペーン等が重なる場合の当月獲得ポイントは、最大の付与率を適用するものとします。
- (8) ボーナスポイントの計算方法は実施の都度、当社が定めるものとします。
- (9) 当社会員規約に定める家族会員によるカードご利用に基づくポイントは当該家族会員が属する本人会員のポイントと合算して、本人会員に付与されるものとします。
- (10) 期間限定のキャンペーン・ポイント〇倍デー等の場合、インターネット等でのご利用の際、会員のご注文日とサイト側のカード決済日（買上日）が異なる場合があります、決済日が対象期間外の場合は対象外となります。また加盟店でのご利用の場合も利用加盟店の締日の関係でカード決済日（買上日）が異なる場合があります、決済日が対象期間外の場合は対象外となります。

第4条（ポイントの有効期限）

ポイントの有効期限はポイント増減等の行われた月を含めて25ヶ月～36ヶ月とし、期限到来年3月末日限りで失効となります。

第5条（複数枚カード）

会員は当社のカードを複数枚保有している場合、これらのカードのポイント残高を任意の1枚のポイント残高として合算することはできません。

第6条（明細書におけるポイント表示）

- (1) 第3条の定めに基づく会員の獲得ポイントを「前月獲得ポイント」とし、明細書に表示します。
- (2) 第3条(6)に基づくボーナスポイントの発生・獲得において「前月獲得ボーナスポイント」とし、明細書に表示します。
- (3) 第8条に基づく売上の取消・無効によるポイントの取消・無効を「調整ポイント」とし、明細書に表示します。

第7条（ポイントの交換）

modeccaポイントシステムに基づく商品（以下「商品」という）の交換は、次のとおり行います。

- (1) 交換できる商品は当社が指定する商品とします。
- (2) 会員は当社が定める方法により、当社に所定の獲得ポイントと商品との交換を申込み、当社は当該申込みに基づいて所定の審査を行い、その実施の可否を決定するものとします。
- (3) 前項の審査の結果、当社が会員またはその家族会員が本規定およびカード会員規約に違反していると認めるときは、当社は当該会員への商品の提供を拒否することができるものとします。
- (4) 当社は会員が交換できる商品を獲得ポイントに応じて定め、ホームページ等に記載して、会員に告知するものとします。
- (5) ポイント交換申請処理の時点でカード紛失・盗難・汚損・破損等によりカードが停止している場合は、商品の交換・請求割引等の処理が出来ません。
- (6) 当社は、商品の追加・廃止があった場合はホームページ等に記載して会員に告知するものとします。
- (7) 当社による商品の保管期間は、当社が最初に商品を発送した日から6ヶ月とし、保管期間満了後は当社にて、当該商品の廃棄等の処分を行うことができるものとします。当該商品と交換したことにより、既に減算されたポイントは本会員等に対して返還されません。

第8条（ポイントの取消等）

- (1) カードショッピングの取消等により、会員のカードご利用金額の一部または全部が取消されたときは、当該取消された金額に応じたポイントは当社が定める方法により取消されるものとします。また、ポイントの付与条件に該当しなくなった場合も、当社の定める方法により取消されるものとします。
- (2) 会員が、当社カード会員規約または本規定の各条項もしくは、本規定に基づく定め違反していると当社が判断したときは、当該会員に対してポイントが付与されないことがあります。

第9条（ポイントの消失等）

- (1) 会員が退会する場合には、退会時点で累積している全てのポイントは消失するものとします。また、退会手続き後に発生したカードご利用については、ポイントは付与しないものとします。
- (2) 会員が当社に対しての支払金を遅滞している場合には、当社の判断で累積している全てのポイントを消失させるものとします。またその場合には、遅滞している支払金にポイントを充当することはできません。
- (3) 不正利用等によるものと判断されたポイントは、遡及したうえで消滅させるものとします。
- (4) 会員がカード規約第1章第13条(3)により新たなカードが発行されない場合は、累積している全てのポイントは消失するものとします。

第10条（変更・中止・終了）

ポイントサービスの付与率、内容等は、予告無しに変更または中止できるものとします。

（カード発行会社） モデルクレジット株式会社